

日本学生支援機構奨学金

「奨学金継続願」の提出について

日本学生支援機構奨学生は各学部・研究科等（専攻）の事務室を通じて、貸与額通知書等が入った封筒を受け取り、下記入力期間内に「奨学金継続願」を提出（インターネット入力）してください。

提出を忘れた場合、奨学金の貸与は廃止されます。また、提出内容、学業成績により、奨学金の貸与が停止、廃止又は減額となることがあります。

対象者：下記を除く日本学生支援機構奨学生全員

- ・平成30年3月までに貸与が終了する者（平成30年3月満期者含む）
- ・休止・停止中の者
- ・平成29年11月以降に初回振込の採用者（平成29年度秋季入学者等）
- ・緊急採用者

入力期間：平成29年12月15日（金）～平成30年1月31日（水）

平成29年12月29日（金）～平成30年1月3日（水）は入力できません。

注意事項：

1. 「D-奨学金振込みの継続の確認」の質問で「奨学金の継続を希望しません」を選択した場合、3月までの貸与（4月以降振込なし）で辞退となります。入力後の変更はできません。

(1) 下記の場合は、「奨学金を希望します」で入力のうえ、後日異動願（退学、休止、辞退）の提出又は停止の措置を受けてください。

休学、留年、留学等により今後、奨学金が休止・停止となる場合

予定（退学、辞退等）が決まっていない、辞退するか迷っている場合

入力後、辞退へは変更できますが、継続に変更することはできません。

(2) 大学院第一種奨学生で上記「継続を希望しません」を選択した場合、特に優れた業績による返還免除は平成29年度（平成29年12月下旬から揭示予定）申請対象者となり、次年度以降の申請はできません。

(3) 学振特別研究員採用内定者で、本通知を受け取った方は、下記HPを参照のうえ、辞退の異動願を提出してください。継続願の提出は不要です。

http://www.u-tokyo.ac.jp/stu02/h02_01_08_j.html

2. 「H-経済状況」の「あなたの2016年12月から2017年11月の収入と支出の差額」が30万円以上ある場合、4月以降に本部奨学チームの担当者が面談のうえ、奨学金の減額（または辞退）を求めることがありますので、入力前に確認のうえ、慎重に行ってください。

3. 併用貸与者は、一種と二種それぞれについて入力してください。

問い合わせ先：

〒113-8654 東京都文京区本郷7-3-1

東京大学本部奨学厚生課奨学チーム（本郷キャンパス学生支援センター1階） 9:00～17:00

E-mail: syougaku.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp TEL: 03-5841-2520・2536